

別添2 関係通知と調整の上、表面と裏面の見直しの検討について

4. 記載場所

医療用医薬品における記載場所は、原則として下表のとおりとする（図5）。
一般用医薬品における記載場所は、特に規定しないが見やすい場所に記載すること。

和文販売名、規格・含量及び注意表示については、医療用医薬品、一般用医薬品ともに、おおむね2錠（カプセル）分のシートに1カ所記載すること。

	表 面		裏 面	
	本体部	耳 部	本体部	耳 部
和文販売名		○*	○	○*
英文販売名		○*		○*
規格・含量	○**		○	
識別コード	○**		○**	
ケアマーク			○	
注意表示	○		○	

- *：表面に和文販売名を表示する場合は、裏面に英文販売名を表示する。
表面に英文販売名を表示する場合は、裏面に和文販売名を表示する。
- **：任意表示とする。

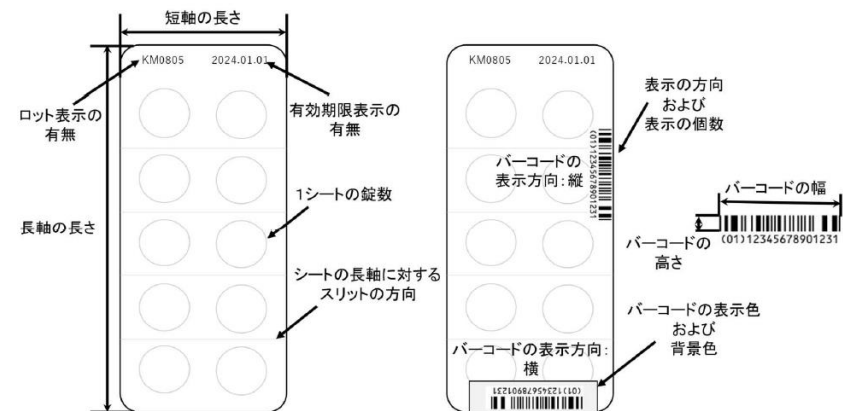
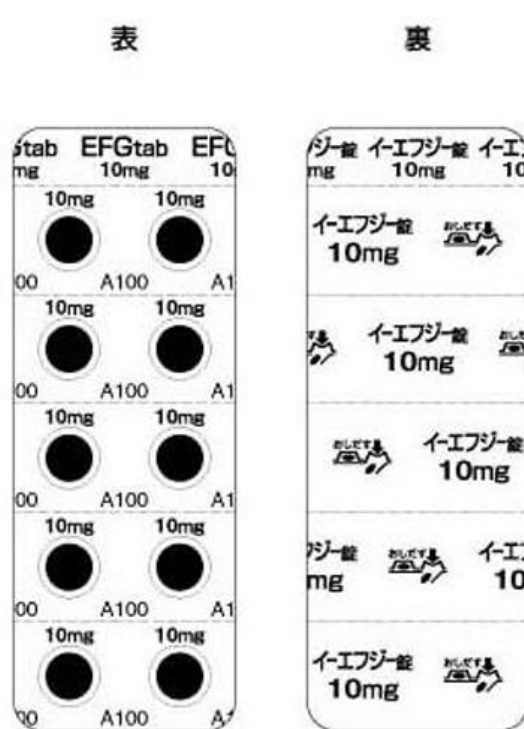
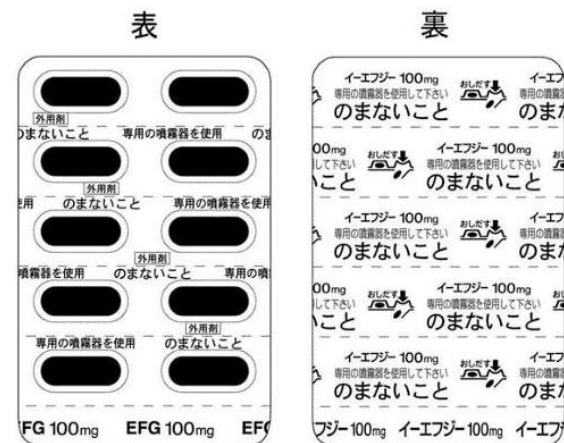


図1. 錠剤シートおよびバーコードの調査項目

4. 薬のシートの表示に必要と思うものはどれですか。思い当たるものをすべて選択してください。

- ☐ ① 薬の名前 (①)
- ☐ ② ロット番号 (製造の番号) (②)
- ☐ ③ 有効期限 (③)
- ☐ ④ 薬の量 (1錠の量) (④)
- ☐ ⑤ 飲み方 (1日2回など) (⑤)
- ☐ ⑥ 効能効果 (⑥)
- ☐ ⑦ 注意事項 (噛まないでなど) (⑦)
- ☐ ⑧ 病気などの説明のQRコード (⑧)
- ☐ ⑨ リサイクルマーク (⑨)
- ☐ ⑩ 薬を判別するためのバーコード (⑩)
- ☐ その他 ()
- ☐ 必要と思うものはない

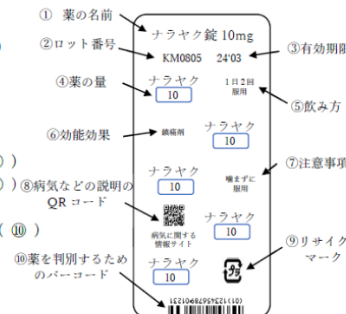


図2: 薬のシートの表示に必要な項目 (n=210) 複数回答可



医療事故を防止するための医薬品の表示事項及び販売名の取扱いについて、
2000年9月19日、医薬発第935号、<https://www.pmda.go.jp/files/000144004.pdf>

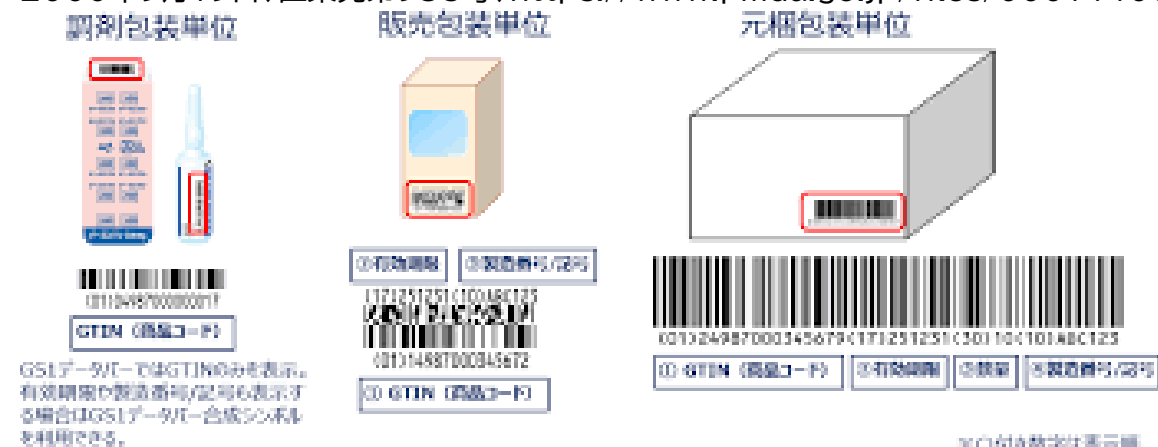


図2: 薬のシートの表示に必要な項目 (n=210) 複数回答可

医療用医薬品を特定するための符号の容器への表示等について
<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001018191.pdf>

医療機関等におけるより高度な医療安全のためのバーコードの活用に関する研究
<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/177630>